

新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症により、不安を抱え、また生活に影響を受けている市民の皆さまに安心して生活していただくため、国等の施策のほか、様々な市の取組みを発信しています。

1. 特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）に平川市の住民基本台帳に記録されている方に対し、世帯員1人につき10万円を世帯主に支給します。郵送申請の書類等は、**令和2年5月15日（金）から世帯主宛てに郵送します。**

■申請受付期間

- (1) 郵送申請：令和2年5月18日（月）～令和2年8月17日（月）
- (2) オンライン申請：令和2年5月1日（金）～令和2年8月17日（月）

■申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送申請またはオンライン申請を基本としますが、**やむを得ない場合、窓口（本庁舎1階会議室、尾上総合支所市民生活課、碓ヶ関総合支所市民生活課、葛川支所）で申請を受け付けします。**

※代理申請の際は、世帯主との関係がわかる書類が必要な場合があります。

【問合せ先】福祉課特別定額給付金担当 44-1111（内線1000・1002）

2. 子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人あたり1万円を支給します。なお、公務員以外の方は改めて申請する必要はありません。振込日は6月4日の予定です。

【問合せ先】子育て健康課子ども支援係 44-1111（内線1151・1152）

3. 傷病手当金の給付（国民健康保険）

平川市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、給与等の支払いを受けられない方に、申請により傷病手当金を支給します。

【問合せ先】国保年金課国保係 44-1111（内線1251・1252・1257）

4. 国民年金保険料の免除制度

新型コロナウイルス感染症の影響により失業・廃業等の状況になった方は、申請により国民年金保険料の免除・納付猶予が適用される場合があります。

【問合せ先】弘前年金事務所 27-1339

国保年金課年金係 44-1111（内線1255・1256）

5. 納税が困難な方への納付猶予

■対象となる方

令和2年2月以降の事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納付し、または納入を行うことが困難である方。

■対象となる税目

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象です。※すでに納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

■申請手続等

改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

【問合せ先】 税務課収納係 44-1111（内線1266）

6. 介護保険料の納付猶予

収入が著しく減少したなどの事情により、介護保険料の納付が困難になった場合は、徴収の猶予制度により納付期限の延長が可能となる場合があります。

【問合せ先】 高齢介護課介護保険係 44-1111（内線1155）

7. 弘前地区消防事務組合平川消防署からのお知らせ

■消毒用アルコールの安全な取り扱いについて

手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。アルコールは火に近づけると引火しやすく、また、アルコールから発生する可燃性蒸気は低いところにたまりやすいため、下記の一般的な注意事項に十分注意のうえ、安全に取り扱ってください。

- ①火気厳禁
- ②直射日光や高温の場所を避ける
- ③詰替え等の際には十分に換気する
- ④詰め替え時にはあふれや飛散しないよう注意する
- ⑤容器を落下させたり衝撃を与えない

■催物等の中止について

①救命講習、②防火・防災講話、③消防訓練、④各消防署・分署の庁舎見学は5月末まで中止します。また、東消防署防災教育室は5月末まで休館とし、令和2年7月に開催を予定していた防火管理者新規講習も中止となります。

【問合せ先】 平川消防署予防係 44-3122

- 3つの「密」を避けることを徹底してください
- お出かけの際にはマスクを着用し、人との適切な距離を保ちましょう
- 手洗い、咳エチケットを徹底しましょう

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策室
(代表) 44-1111 (直通) 44-3001